

第61回海外日系人大会の開催を断念 10月にオンライン・フォーラムを開催

コロナ収束の見通し立たず

当協会では、10月26日～28日に東京（憲政記念館・JICA市ヶ谷ビルほか）にて開催を予定していた第61回海外日系人大会の開催を、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が未だ収束を見ない状況に鑑み、止む無く中止することとした。これに伴い、10月25日に予定していた関連イベント「第5回国際日系歌謡大会」も中止することとなった。



昨年10月に、節目となる第60回大会を天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催し、本来であれば今年は、東京オリンピック・パラリンピック2020を終え、お祭りムード冷めやらぬ中での61回大会開催となるはずだった。例年以上に今大会への参加を楽しみにしておられた日系人のみなさんも少なくないはずだ。

当初、ここまでパンデミックの広がりは予想しておらず、今秋の開催に向けて関係各所と慎重な調整を進めてきた。しかし、日本国内の状況もさることながら、世界最大の日系社会を有するブラジルをはじめ、南米諸国と

アメリカにおける状況が非常に厳しいことから、7月に開催した理事会・評議員会において、開催中止を正式に決定。海外日系人大会の歴史の中で初めてとなる中止の決断となった。

「コロナ禍の日系社会」に関するオンライン・フォーラムを開催予定

東京での大会開催に代わるものとして、第61回大会の開催を予定していた10月下旬に、オンラインによるフォーラムを計画している。「コロナ禍の日系社会 各国の現状と対応」をテーマに、コロナ禍が各地の日系社会に与えた影響、日系社会の対応等を、各国からの動画メッセージを元に紹介すると共に、有識者によるパネルディスカッション等も企画している。各国日系社会の状況と対応を把握し検証しておくことで、次回の大会開催への布石とした。

オンライン・フォーラムの開催は10月31日（土）21時（日本時間）を予定している。参加方法等詳細が決まり次第、メールやWEBサイト、SNS等でも発表する。



59回大会の式典にて

大会60回の歩みを振り返る記念誌 『海外日系人大会60回の歩み 昭和から平成そして令和へ』10月に刊行

当協会は今年10月、海外日系人大会60回と海外日系人協会のこれまでの歩みを振り返る記念誌『海外日系人大会60回の歩み 昭和から平成そして令和へ』を刊行する。当協会設立のきっかけとなった「海外日系人親睦大会」（1957年開催）から今日に至るまで、



記念誌には過去の大会の写真や資料も豊富に掲載している。写真は第1回大会（海外日系人親睦大会、1957年5月2日東京・大手町産経ホール）

大会60回の歴史のなかで積み上げられてきた資料やデータを整理し記録するとともに、同大会の開催事務局としてだけでなく、日本と日系社会との協力・連携の窓口として各種事業を行ってきた海外日系人協会自

身の歩みや、時代に応じて果たしてきた役割等についても紹介する。また、大会にゆかりの深い各国参加者からの寄稿のほか、資料編として過去の大会における基調講演や、大会宣言・要望書の内容等についても掲載する。

大会60回の節目に記念誌を刊行するという案は、ハワイで開催した第59回海外日系人大会の終了後に提起され、本年開催予定だった第61回大会で参加者の皆様にお披露目することを目標に準備が進められてきた。残念ながら第61回大会の開催は見送られることになったが、記念誌刊行は大会開催に代わるプロジェクトのひとつとなった。

10月に完成し、関係各所に配布するほか、希望者には1冊1,500円にて販売予定。詳細についてのお問合せは、当協会事務局（電話:045-211-1780 E-mail: info@jadesas.or.jp）まで。

才

オンラインで学ぶ、JICA日系社会研修 ～コロナ禍による来日研修の中止で初の試み～

JICA日系社会研修員事業において当協会が提案・実施する研修コースは現在、コロナ禍の影響により日本での研修が実施できない状況となっている。JICAより、可能なコースについてはオンライン研修の実施を検討する方針が示されたことを受け、当協会でも現在、オンライン研修用のコンテンツ作成を急ピッチで進めている。

8月初旬、「食を通じた日系団体活性化」および「日本文化活動コーディネーター育成」の2コースで使用する、和食をテーマにした講義および実習の撮影を実施した。和食の定義や、和食普及活動手法等についての講義のほか、実習として、だしの取り方や、ちらしずし、太巻き、かき揚げ、焼き豚等の作り方を撮影した。今後は撮影した動画に字幕をつける作業を進める。

オンライン研修はオンデマンド形式で、研修員の都合に合わせて夜間や週末など、自由にコンテンツ教材を視聴できるようにする。1科目視聴ごとに簡単なテストやレポート等を提出してもらい理解度を確認するほか、講師と研修員が通訳を交えてライブでつながり、意見交換をしたり、研修員が講師に質問ができる場を設けることも検討している。

研修員にとって、実際に日本を訪れて研修

を受けることは、何にも代えがたい貴重な体験になることは間違いないが、オンライン研修では、これまで子育てや仕事、家庭の都合等で来日研修に参加することが難しかった層が、気軽に研修に参加できるというメリットもある。また、オンライン研修の受講者は、来年度も同じコースに応募が可能となり、その場合は優先的に選考される場合もある。来年度、通常の来日研修が実施されれば、オンライン研修はその導入研修の位置づけとなり、より効果的な来日研修が期待される。

初の試みであるため、現場の困惑や苦労は少なくないが、可能性もまた未知数である。当協会としても試行錯誤を重ねて魅力的なコンテンツ作りに奔走しており、新たな可能性に大いに期待したい。



厚焼き玉子の調理方法



講師による見事な包丁さばきも撮影

邦

字新聞の散逸・消失を防ぐために

JICA横浜 海外移住資料館「中南米邦字新聞等発掘・デジタル化プロジェクト」

当協会では、JICA横浜 海外移住資料館が2019年9月1日より新たに始動させた「中南米邦字新聞等発掘・デジタル化プロジェクト」の業務を受託・実施している。このプロジェクトは、日系社会の歴史資料の中でも特に散逸・消失しやすい新聞を対象に、①諸機関の所蔵状況調査、②所蔵が確認できない資料の探索(発掘)、③発見した資料のデジタル化、理想としてはさらに進んで④デジタル化したデータのインターネット上での一般公開を目的としている。対象は、「中南米の日系社会から発刊された日本語の新聞等」で、特に「より過去に発刊されていた邦字新聞等」である。邦字新聞「等」としている理由は、新聞と似たような性質を持つ雑誌も、二次的な調査対象としているためだ。

過去に、対象の所蔵状況に関する機関横断的な調査の前例はなく、一元的に所蔵をとりまとめた情報は見られなかった。その為、プロジェクト初年度は、各機関の所蔵調査及び未発見の資料の探索を活動の中心に据えることとした。この調査により、中南米発刊の邦字新聞や雑誌は、既に日本の内外の様々な機関によって所蔵されている一方で、それら既存の所蔵は、実際に刊行されていたと思われる分量のごく一部であるということも浮き彫りになってきた。



ペルーで現地調査を行う当協会職員

プロジェクト始動からの1年間で、インターネット検索による国内の所蔵調査を一通り終え、国内各地及びペルー・アルゼンチン・ボリビア・ブラジルの4カ国を訪問した。ペルー・アルゼンチンでは、日系の資料館関係者を中心に、より詳しい所蔵調査、ヒアリング、新資料の探索を実施。訪問先では快く資料を紹介いただき、日本の主要な図書館や大学では所蔵していない様々な新聞・雑誌類を新たに発見することができた。また国内の一部の資料に関しては、許可を得て資料のデジタル化にまで歩を進めることができた。

現在の主な課題として、特に海外の所蔵元において、所蔵者のご意向や資料の取扱条件が大きく異なること、また、デジタル化を実施するための機材・実施・原紙運搬に関連する信頼度の高い業者の情報が得られないことが挙げられる。

今後は、コロナ禍の状況下で主流になりつつある各種Web会議ソフトウェアを駆使することで、遠隔での連携を積極的に強化し、更なる情報の獲得を進め、デジタル化達成のために活動していきたい。



ペルーで新たに発見した資料



在日
ニッケイ人は
今…

【緊急レポート】

コロナ禍における在日日系人就労者の現状を探る

CIATE 専務理事 浅野康平

国内12の自治体、団体および個人へのヒアリングを実施

私は現在、海外日系人協会から、サンパウロ所在の国外就労者情報援護センター(CIATE)の専務理事として派遣されているところ、本年3月17日、サンパウロではコロナ禍により緊急事態宣言が発出された。これに合わせて、CIATE事務局もオンライン体制となり、生活必需品の買い出し以外、外出できなくなったことから、急遽一時帰国することとした。



出国時のゲアルーリョス国際空港。ほとんど人がいない。3月末撮影。

CIATEでは、2008年のリーマン・ショックが在日日系人に経済的危機をもたらしたように、コロナ禍も同様の影響があるのではないかと危惧している。そこで私は、一時帰国の機会を利用し、在日日系人のコロナ禍の状況を調査することとした。本稿は本邦政府による緊急事態宣言が解除された5月末から6月末までの間に合計12の自治体、団体及び個人に対しヒアリングを実施した結果をまとめたものである。



多数の欠航表示とともに「注意!石鹼で手を洗おう」との表示。3月末撮影。

リーマン・ショック時とは異なる在日日系人の状況

ヒアリングを行い気づいたことは、在日日系人にとってコロナ禍による影響は、リーマン・ショックとは異なるということである。

定住が進んだ在日日系人は、社会保障制度について

相応の知識を持ったことにより、リーマン・ショック時によくあったような、雇用保険に未加入だったために失業給付を受けられずに経済的に困窮したとする事例は多くない。

加えて、日本政府による各種支援は(十分ではないにせよ)、一定の効果がある。つまり、企業への持続化給付金、雇用調整助成金などのほかにも、個人向けに一人当たり10万円の特別定額給付金や住居の維持を目的とした住宅確保給付金などの支援策があり、これらは在日日系人にとて直接届く支援として生活の一助となっている。

そして、派遣先や派遣会社は、リーマン・ショック時に大量の派遣切りや解雇を行ったものの、その後の労働争訟への対応や生産回復後の労働者確保の困難さといった「反省」から、直ちに雇い止めや解雇を行っていないか、より慎重に行っている状況である。

よって、6月末時点では、影響が出つつあるものの、それほど大きなものになっていないという感覚である。

表面には見えづらい影響も…

しかしながら、コロナ禍で失業した日系ブラジル人が「食事に困って『ゴミもあさって食べた』」との記事(2020年6月29日付朝日新聞朝刊)があったが、実際、私自身もヒアリング先のフードバンクで自治体から提供された期限が近い大量のエマージェンシークッキー(保存食でおいしさは後回しにした非常糧食)を見かけ、これを受け取り食べている在日日系人がいることを知った。

このような状況は、コロナ禍の影響が製造業へも広がり、派遣契約の更新がなされなくなりつつあることが一因ではないか。ある労働組合によれば、特に、妊娠しているとか、子供がいるとか、会社にとって「使いづらい」者が更新拒否などの対象になっていると聞いた。

また、雇用の維持はなされていても、派遣先で勤務時間が減らされ収入が激減している。就労者が、派遣先を勤務時間の長いところへ変更を希望しても、低賃金かつ遠方の派遣先を紹介され、そのままでは生活が維持できない就労者は、派遣会社を自主的に退職せざるを得ない状況が生じている。このような自主退職の方法を取れば、労働争議が起きづらいことを経営者は、上記「反省」により知っているのである。

このように、リーマン・ショックとは異なり、見えづらい形で在日日系人に影響が広がっていると思われる。

既に定住している在日日系人が、これ以上、エマージェンシークッキーで飢えをしのぐといった状況に陥ることのないよう願い、これからも注視していきたい。

小岸 イネス 清美さん

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会に関わる活動をしているみなさんにお話を伺うコーナー、「NIKKEIS around the WORLD」。第6回にご登場いただくのは、ブラジルの小岸イネス清美さんです。日本人移住者の町として知られるパラナ州アサイ市の副市長として、現在力を入れている活動や、研修で初めて訪れた日本の印象などについてお話を伺いました。(2019年11月29日インタビュー)

美術教師から副市長へ

ブラジル南部パラナ州のアサイ市で生まれ育った三世です。アサイ市は1930年代に日本人移住者が開拓し、現在は人口1万6千人の内15%が日系人という、日系移民の町。大学卒業後にアサイに戻ってきてからは、美術教師として公立学校で25年間勤務してきました。

現在はアサイ市の副市長をしています。もともと政治に興味があったわけではありませんが、政治との関わりを意識するきっかけとなったのが、2015年にパラナ州で起きた教員ストライキでした。当時、州政府が公務員年金に充てていた予算を他の目的に使うという意向を示したため、現場の教員たちがこれをどうにかして阻止しなければと立ち上がりました。そして、自分たちの中から誰が議員を送り出そうということになりました。

当初は誰かを市議会議員にできればと考えていましたが、ちょうど翌2016年に市長選挙が予定されていて、より強い影響力を持つためには議員よりも市長のほうがいいだろうということになりました。ただ、何の政治経験もない教員がいきなり市長になるというのは難しい。そこで、まずは副市長からということになり、すでに校長として10年のキャリアがあった私が候補者として推薦されました。

アサイは小さな町なので、選挙活動をする際には、一軒一軒を訪ねてひとりひとりと直接お話しをするほうが効果的だと考えて実践しました。その結果、多くの有権者からの信頼を得、また、教え子たちの家族がたくさん応援してくれて、副市長に当選しました。

「旭城」を市の観光資源に

副市長として目下取り組んでいるのは、2018年5月にアサイ市に開城した、南米では巴拉グアイに次いで2つ目、ブラジルでは初となる日本式のお城の観光資源としての活用です。

アサイという市名は、戦前「旭移住地」と名付けられていたものがポルトガル語風に変化して「assai」となったもので、お城は当時の移住地の名前をとって「旭城」と命名されました。もともとは、2008年の日本移民100周年を記念して当時の市長によって発案され築城が進められていましたが、途中で市長が変わり、何年も工事が止まったまま放置していました。城は日系団体の持ち物ではなく市の持ち物ですが、何年も完成せずに時ばかりが流れる状況を、一日系人としてどうにかしたいと思っていました。完成を楽しみに待っている人たちのためにも、これを絶対に完成させなければ、と。

当初、資金は連邦政府が全体の8割を負担する予定で始まった築城計画でしたが、最終的にはアサイ市の予算で完成させました。日系団体のみなさんとも話し合いを重ね、日系人が力を合わせて城の完成に協力しました。完成までに10年の年月がかかりました。

2018年の5月1日に開城した城は、4階建てで、中は移民資料館になっています。現在、1階にはコーヒーや綿花の栽培に使う農機具などを展示し、2階には、アサイ市の入植当時の写真パネルを展示してい



10年の年月を経て完成した旭城

プロフィール

国籍(居住地)・世代: ブラジル(パラナ州アサイ市)・三世

職業: アサイ市副市長

父方の祖父母は三重県伊勢市、母方の祖父母は兵庫県淡路市の出身。ロンドリーナの大学を卒業後、アサイ市の公立学校で美術教師として25年間教鞭をとる。そのうち10年間は校長を務める。2016年にアサイ市の副市長に就任。2019年11月、JICA日系社会研修「博物館における資料と展示技術の有効活用およびネットワーク強化」コースに参加するため初来日。

ます。4階には市の文化局が移転しました。お城の周りは日本風の公園になっていて、池には橋が架かり、鳥居もあり、散歩するにはとてもいい場所です。



校外学習で旭城を訪れた生徒たちと(右から2人目が小岸さん)

初めて見た富士山に感動!

せっかく完成したお城なので、移民資料館としてもしっかりとした価値のあるものにしたいと考え、JICAの日系社会研修「博物館における資料と展示技術の有効活用およびネットワーク強化」コースに参加しました。日系人の家庭には、移住してきた当時の写真や農機具、生活用品など、歴史を語るための貴重な資料がたくさん残っています。こうしたものがきちんと保存され、展示されることで、子どもたちに語り継いでいくことができます。城の完成までに既にたくさんの予算を使ってきたので、現在使える予算はほとんどなく、また、市の予算を日系人のことだけに使うことが難しいという問題もあります。そんな中でも、今回の研修で学んだことを活かして、資料館を少しずつ充実させていきたいと思っています。

小さなころから祖母とは日本語で会話していましたが、祖母が亡くなり、妹が非日系人のパートナーと一緒に日本語をあまり使わなくなりました。三世、四世の世代になり、言葉の面ではポルトガル語が中心ですが、生活スタイルや食の面では日本がまだ色濃く残っているのがアサイの日系社会です。日系関係のイベントには家族みんなで参加しますし、歌が大好きな娘は、よく日系団体が主催するカラオケ大会に出場して日本の歌を歌っています。

日本に来るのは今回の研修が初めてで、富士山を自分の目で見るのを楽しみにしてきました。横浜の野毛山動物園からきれいに見えるという話を聞いて、さっそく次の日に行き、写真を撮って父に送りました。日本といつたらやっぱり富士山!それを自分の目でみて写真に収めたということが何とも言えず本当にうれしかったです。

日本文化・移民の歴史を後世に

今後は、旭城の移民資料館を充実させて、アサイ市独自の文化を他の地域のブラジル人にも知ってもらえるよう活動していきます。子どもたちにも、日本文化だけでなく、移民の話、先祖たちの苦労なども伝えていきたいです。

いまの子どもたちは何でも簡単に手に入るし、家族の中に昔のことを話して聞かせてくれるような人も少なくなっています。旭城では、お弁当や紙芝居などを通じて日本文化と移民の歴史を楽しみながら学べる場所にしていきたい。学校の活動などで旭城を訪れた子どもたちがその話を家ですれば、親や祖父母たちが関心を持ってくれる。そうやって少しずつ訪れてくる人の数も増やしていきたいと思っています。



地域日系団体メンバーとの連携も密に

Ajuda para pagamento de aluguel para autônomos

個人事業者のための家賃支援給付金

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Sou massagista há vários anos e com o aumento de clientes, há 3 anos atrás abri o meu próprio estabelecimento de massagens. Antes da pandemia do coronavírus, havia muitos clientes e tudo estava indo muito bem. Em abril o número de clientes caiu muito, e quando chegou em junho praticamente o número era zero. Somos uma família de 3 pessoas eu, minha esposa e meu filho e recebemos a ajuda do governo de 300 mil ienes e juntando esse valor com as minhas economias, estou conseguindo pagar o aluguel mais algumas despesas, porém sinceramente não sei até quando irei conseguir cumprir com estes compromissos.

A Declaração do Estado de Emergência foi encerrada, mas devido ao aumento contínuo de infectados pelo coronavírus, muitos temem contrair o vírus e mesmo tomando todas as precauções, o número de cliente e a renda mensal ainda continua muito baixo. Estou muito preocupado, pois tenho que continuar a pagar o aluguel mais outras despesas, mesmo que não haja cliente e as economias não irão durar por muito tempo. No momento não pretendo fazer a requisição, pois tenho esperança que as coisas melhorem a partir de agora, mas mesmo assim gostaria de saber da ajuda do aluguel para pessoas autônomas e como fazer para poder receber esta ajuda.

A A ajuda do aluguel do estabelecimento, é uma das medidas de auxílio do governo, para aqueles em que a renda ficaram muito abaixo do normal, ou seja, a renda mensal comparada com o mesmo mês do ano anterior tenha sido menos de 50%, ou o total da renda de 3 meses consecutivos tenham sido menor de 30% se comparando com a mesma época do ano anterior. Para pequenas, médias empresas e de pequenos negócios o máximo é 6 milhões e para autônomos no máximo de 3 milhões. A preferência é de que o requerimento seja feito on line, e para aqueles que por algum motivo não for possível, é necessário ligar para marcar um horário diretamente com o local designado já com toda a documentação solicitada. O período de solicitação é de 14/jul/2020 até 15/jan/2021

Documentos solicitados:

- Contrato do aluguel,
- Declaração do IR de 2019 (com o carimbo da Receita Federal- zeimusho),
- Demonstração financeira da declaração azul (somente quem declarou a declaração azul),
- Demonstrativo do ativo de renda do mês alvo de 2020,
- Cópia da caderneta bancária,
- Documentos de identificação pessoal, e outros que forem solicitados.

Abaixo locais para consulta, solicitação e panfleto (em japonês)

Panfleto <https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/leaflet.pdf>

Guia para autonomos

https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/application_guidance_individual.pdf

Solicitação on line <https://yachin-shien.go.jp/>

Lista de local para suporte

https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf

相談 私は数年前からマッサージ師をしております。顧客の数も増え、3年前に私自身のマッサージ施設をオープンしました。コロナウイルスの蔓延前は、多くの顧客がいて全て上手く行っていました。ところが4月になると顧客数が大幅に減り、6月には事実上ゼロになりました。私は、私、妻、子供一人の3人家族です。政府からいただいた30万円の給付金に私の貯金を加えて、借料やその他の経費を支払ってきましたが、顧客がゼロになったため、いつまでこれらの支払いが続けられるかわからない状況にあります。

緊急事態宣言が解除され、私の店でも感染防止のためのさまざまな対策を講じていますが、感染者数が引き続き増加しているため顧客は戻らず、収入は大きく落ち込んだままになっています。このような状況で貯金がどこまで持つかもわかりませんし、例え顧客がいなくとも、借料その他の支払いは続けていかなければならぬため、とても不安です。

私は物事がこれから良くなるだろうとの希望を持っていますので、今のところは、いわゆる家賃支援給付金を申請する予定はないのですが、個人事業者のための家賃支援給付金について、申請・受領の方法を参考までに教えてください。

回答 家賃支援給付金は、収入が通常時よりも大幅に減少した方々のためのもので、政府の給付金の一つです。具体的に言いますと、今年の収入月額が昨年同月の収入に比べ50%以下であるか、今年の連続した3ヶ月の収入が昨年の同月収入の30%以下になっている方々のためのものです。中小企業や小規模事業者の場合には最高6百万円、個人事業者の場合は最高3百万円が支給されます。原則としてオンラインでの申請ですが、何かの理由でそれが不可能な方は定められた申請サポート会場に電話し面会日時を決めた上で、全ての必要書類を揃えて同会場に赴けばサポートが得られます。申請期間は2020年7月14日から2021年1月15日までです。

【必要な書類】

- 賃貸契約書コピー
- 2019年分の確定申告書控え(税務署の受付印のあるもの)
- 2019年分所得税青色申告決算書控え(青色申告をした者のみ)
- 2020年の(収入が減少した月として申請する)対象月の収入を証する書類
- 銀行通帳のコピー
- 本人確認書類

※相談窓口、申請要領、パンフレット(日本語)については以下を参照
パンフレット:<https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/leaflet.pdf>

個人事業主用申請要領:

https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/application_guidance_individual.pdf

オンライン申請:<https://yachin-shien.go.jp/>

申請サポート会場リスト:

https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf

日本財団が 初の世界規模日系人意識調査

日本財団では、全米日系人博物館(米国・ロサンゼルス)と協力して、世界各地に住む若い世代の日系人を対象とした世界規模の意識調査を実施した。世界規模で日系人を対象にした包括的な意識調査が行われるのは今回が初めて。本調査で日系人は「海外に移住した日本人及びその子孫」と定義している。主な調査対象は18-35歳の若い世代。

若い世代の日系人は、世代が進むにつれ現地化し、現地日系団体にも所属しないなど、日系人としての意識が希薄していると心配する声が各国日系組織から挙がっていたが、本調査結果からは、74%の日系人は世代を越えても日系人としての強い意識を持っており、また80%超が「頑張る」という日本人特有の価値観を引き継いでおり、さらに日本および他国の日系人との連携強化にも興味を示している姿が明らかになった。

日本財団は約50年にわたって中南米やアジアの日系人社会への支援事業を展開してきたが、今回の調査を受けて、世界各地の日系人と日本との連携強化、そしてグローバルに発展する日系コミュニティーの形成に向けたオンライン・プラットフォームの構築等に取り組んでいく。調査結果は日本財団のウェブサイトで公表されている。

<https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2020/20200831-48496.html>

2020年度「外国人就労・定着支援研修」 コロナ禍で開講

厚生労働省では、日系人などの定住外国人等を対象に、日本の職場における

日系社会 Topics

コミュニケーション能力の向上やビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を目的とした研修を実施している。

今年度は、新型コロナウィルス感染拡大の影響により、当初計画が数カ月ずれ込み、9月から各地で開講予定。東京都、神奈川県においては、トライアルとして、一部オンライン研修を実施する。研修申込先は、各自が居住している住所を管轄するハローワーク。詳細については、本事業の受託先である(一財)日本国際センター(JICE)まで。

<https://www.jice.org/tabunka/>

好評開催中!企画展示

「くまモンと学ぼう!熊本移民の歴史と活躍 -こぎゃんすごか、わざもんと肥後もっこす-」 JICA横浜 海外移住資料館

コロナ禍の影響により、2020年3月の開催予定が延期されたままとなっていた本企画展示が、7月21日(火)にオープンした。開期を大幅に変更して10月25日まで開催している。

例年に比べると入館者数は減少して

いるが、通りからくまモンに誘われて入館する来館者も少なくない。「熊本出身の移民に立派な人が多いと初めて知った」「分かりやすく楽しんで見学できた」と好評を得ている。



公開講座「日系人アイデンティティとの再会 一尺八を通して叶えた、熊本におけるルーツ探し」は、10月3日(土)に開催する。定員を設け、事前予約制とするなど、感染予防対策を講じての実施となる。講演会や尺八ミニコンサートの様子は、後日動画で公開予定。詳細が決まり次第資料館HPでお知らせする。

ブラジル唯一の邦字誌 「ニッケイ新聞」への支援を

ブラジルの邦字紙は、2019年1月に「サンパウロ新聞」が廃刊し現在は「ニッケイ新聞」のみとなっている。コロナ禍で一時は新聞の配達ができなくなり、紙媒体の発行を中断。PDF版を無料公開するなど、情報発信に努めてきた。現在は紙媒体発行も再開しPDF版は有料公開となっているが、依然として経営は厳しいという。

日本でネット配信されるブラジルニュースの多くは、同紙配信のものだ。唯一残ったブラジル邦字紙の火を消さないためにも、同紙Web版、PDF版の購読が広まることを望む。詳細は以下のリンクより。

<https://www.nikkeyshimbun.jp/membership>

NIKKEI Network
NO.46
海外日系人協会だより
2020 SEP.

発行/(公財)海外日系人協会 TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿秀洋

日本で安心して
過ごす為に!

短期滞在・在住者向け保険
VIVA MED-S・VIVA MED-30
(Life and Health coverage)
・短期滞在には医療保障100%の
VIVA MED-S
・在住には医療保障30%のVIVA
MED-30がそれぞれオススメです。

New



外国人社員・スタッフ向け保険

VIVAライト・VIVAガード

- ・年間「12,000円~」と手頃な価格で用意。
- ・外国人スタッフの福利厚生の一環としてオススメです。



少額短期保険会社
(株)ビバビーダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

Health and Life Insurance for foreigners in Japan
短期滞在・日本在住・企業就労の外国人向け医療・生命保険

- 外国人留学生向け保険
- 外国人技能実習生・特定技能1号向け保険
- LCI家財総合保険
- LCI日本人向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: 0120-656-684

TEL: 046-265-6685

Visit www.vivavida.net

